

THE POSSIBILITIES ARE INFINITE

A large, dark brown, stylized infinity symbol (∞) is centered on the page. The symbol is composed of two interlocking loops, with the top loop being slightly larger than the bottom one. The text "富士通グループ グリーン調達基準" is overlaid on the symbol.

富士通グループ グリーン調達基準

2004年11月 1日(第3.0版)

富士通株式会社

購買本部

環境本部

テクノロジーセンター

< 目次 >

1. はじめに	2
2. 富士通グループの環境方針	3
3. 富士通グループ グリーン調達基準について	4
4. お取引先への要求事項	5
4.1 環境マネジメントシステムの構築	5
4.2 指定有害物質への対応	7
4.3 製品環境アセスメントの実施	9
4.4 情報の開示	13
表-1 富士通グループ含有禁止物質リスト	14
表-2 富士通グループ製造時使用禁止物質リスト	15
表-3 富士通グループ含有全廃物質リスト	15
別表-1 オゾン層破壊物質詳細リスト	16
別表-2 特定アミン詳細リスト	17
表-4 富士通グループ会社一覧	18

1.はじめに

私たち富士通グループの環境活動は「自然と共生するものづくり」を原点として創業以来、経営者、従業員によって受け継がれてきました。最高のテクノロジーがあっても、それを使って製品、ソフトウェア・サービスを提供する私たちに環境に対する思いがなければ、地球環境に対して大きな負荷を与えることとなります。そこで私たちは、製品のライフサイクル全般にわたって、「営業」「プラットフォーム」「ソフト・サービス」「電子デバイス」の4グループのバリューチェーンで培ったITを活かし、グループ内、お客さまはもとより、地球全体の環境保全活動に取り組んでいます。

これら富士通グループ全体の活動ビジョンを具体化するために「環境行動計画」を策定し、それに基づく活動を行っています。「環境行動計画」の中では、グリーンプロダクトとソリューションの提供による顧客満足の向上という視点から更なる「グリーン調達」の推進を重要なミッションと捉え、お取引先の協力を得ながら活動を進めたいと考えております。

これまでお取引先からの購入品につきましては「富士通グループ グリーン調達基準（2003年10月28日(第2.1版)」にて、部材・部品等の有形製品を中心に環境マネジメントシステムの構築及び化学物質の含有規制を含む製品環境アセスメントをお願いしてまいりました。

今般、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）、特に企業の環境保全に対する経営姿勢への関心が高まる中、富士通グループでは、活動範囲を拡大し、すべての事業領域で環境活動を実施していくことにいたしました。グリーン調達においても、設備やソフト・サービス等を含むすべての製品を対象として、環境マネジメントシステムが構築されたお取引先からの調達を推進してまいります。

また、製品に含有する化学物質に関しては、EU（欧州連合）加盟国による、特定有害物質の使用制限指令（RoHS指令）への対応として、有害物質含有の定義について一部見直しを行い、富士通グループとしての見解を明示する必要があることから、ここに「グリーン調達基準」を改定いたしました。

今後、富士通グループでは、本「グリーン調達基準」に基づき、環境負荷低減活動を積極的に推進するお取引先から環境負荷の少ない製品（材料、部品、ユニット、付属品や包装材、設備等）および、ソフト・サービスの調達を推進いたします。お取引先の一層のご理解と、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 富士通グループ環境方針

富士通グループは、2002年10月「環境方針」を制定し、この方針を基本に環境保全に取り組んでいます。

理 念

富士通グループは、環境保全への取り組みが重要な経営課題であると認識し、IT企業としてその持てるテクノロジーと創造力を活かし、社会の持続可能な発展に貢献します。また、事業活動にかかわる環境法や環境上の規範を遵守するにとどまらず、自主的な環境保全活動に努めます。さらに、豊かな自然を次の世代に残すことができるよう、すべての組織と一人ひとりの行動により先行した取り組みを継続して追求していきます。

行動指針

- 製品のライフサイクルを通じ、すべての段階において環境負荷を低減する。
- 省エネルギー、省資源および3R（リデュース、リユース、リサイクル）を強化したトップランナー製品を創出する。
- 有害な化学物質や廃棄物などによる自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
- IT製品とソリューションを通じ、お客さまや社会の環境負荷低減と環境効率の向上に貢献する。
- 環境に関する事業活動、製品およびサービスについての情報を開示し、それに対するフィードバックにより自らを認識し、これを環境活動の改善に活かす。
- 従業員一人一人は、それぞれの業務と市民としての立場を通じて環境の改善に努める。

3. 富士通グループ グリーン調達基準について

1. 目的

富士通グループは、「グリーンポリシー 2.1 - すべてをグリーンにします」のコンセプトのもと、あらゆる事業領域で環境活動を行っており、その一環として環境負荷の少ない製品（材料、部品、ユニット、付属品や包装材、設備、ソフト・サービス等 以下納入品という）の調達を推進します。

本調達基準では、グリーン調達に関する富士通グループの基本的な考え方や、お取引先をお願いする具体的内容について示しております。

富士通グループは、本調達基準に基づいてお取引先と環境保全活動に関する問題の共有化と、相互協力をを行い地球環境保全活動に取り組んでまいります。

2. 適用範囲

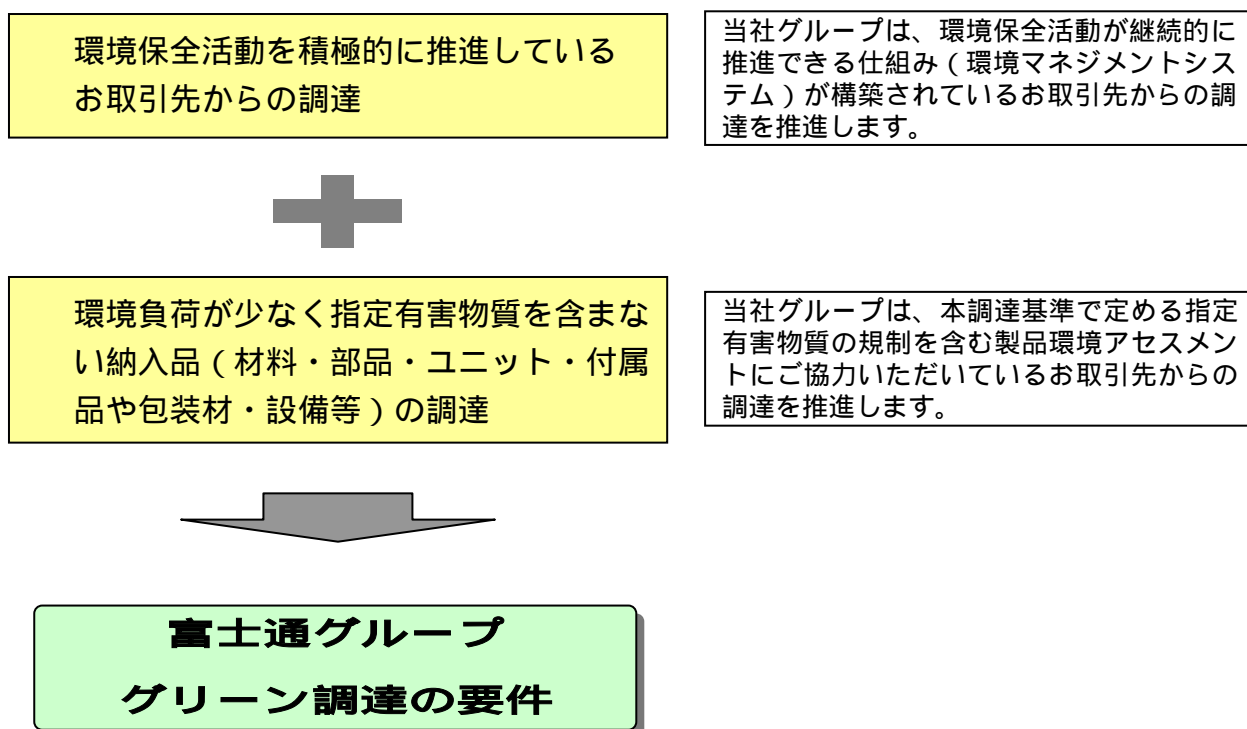
本調達基準は、富士通グループ^(*)共通の基準として制定し、グループ各社がお取引先から調達させていただき、すべての納入品の調達に適用します。

尚、グループ各社の事業形態によっては個別に基準を提示する場合がありますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

^(*)富士通グループとは、表-4 に示す当社関係関連会社です。

3. お取引先に求めるグリーン調達の要件

富士通グループでは、グリーン調達の推進にあたって以下の内容を満足したお取引先からの調達を要件としております。



4. お取引先への要求事項

1. 環境マネジメントシステムの構築

環境マネジメントシステム（以下、EMS：Environmental Management System）の構築については、国際規格 ISO14001 等の第三者認証取得を原則としますが、対象領域の拡大にともない、新たにレベル を策定し、下記のとおり3つのレベルを設定いたしました。

【EMS構築のレベル】

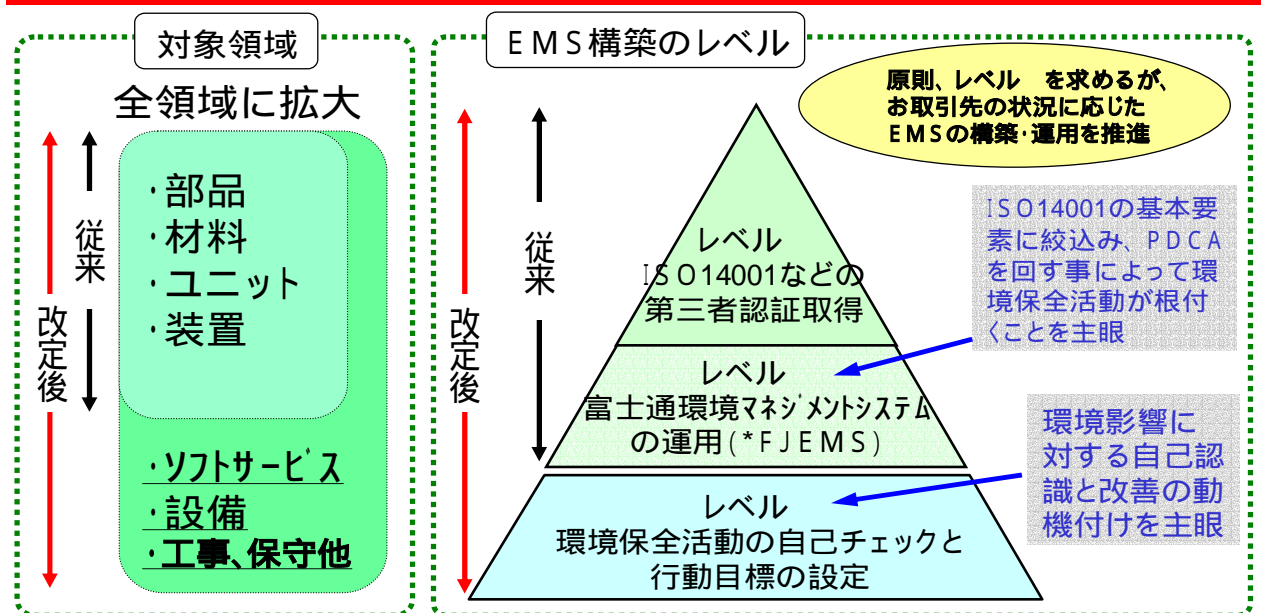
- ・レベル 1：ISO14001などの第三者認証の取得(アクション21、Iオプティ等含む)
- ・レベル 2：富士通グループ環境マネジメントシステム(FJEMS)の認証取得
- ・レベル 3：環境保全活動の自己チェックと行動目標の設定(調査票による適合確認)

レベル 3 の構築において、短期間で取得が困難なお取引先は、取得までの間に限り、レベル 2 の富士通グループ環境マネジメントシステム(以下、FJEMSと略)の構築・運用をお願いいたします。さらに、環境保全活動がこれからのお取引先においても、EMS構築の原点となる「環境に対する意識」を啓発していただくツールとしてレベル 3 を設定いたしました。なお、レベル 3 構築後は早期にレベル 2 へのステップアップをお願いいたたく存じます。

また、お取引先独自で構築されておりますEMSの場合は、FJEMSでの要求内容と整合性を確認させていただきますので、当社からの提出要求がありましたら関係書類の提出をお願いいたします。

なお、お取引先での第三者認証機関による認証取得へのステップアップとして、FJEMSでの要求内容は必要に応じて見直させていただきますのでご対応をお願いいたします。

グリーン調達におけるEMS構築



・上記レベルのいずれかに適合することが必須要件

*FJEMS: Fujitsu group environmental management system

環境マネジメントシステム（EMS）のレベルと要求内容

ISO14001 要求事項	レベル	レベル	レベル	主な要求内容
4.1 一般要求事項				
4.2 環境方針				環境方針が最高責任者により作成されていること
4.3.1 環境側面				貴社の事業活動の中で、環境に関わりがある要素の洗い出し並びに、対応した環境負荷の抽出が行われていること
4.3.2 法的及びその他の要求事項				
4.3.3 目的及び目標				環境目的及び目標が作成されていること
4.3.4 環境マネジメントプログラム				
4.4.1 体制及び責任				環境活動の最高責任者、管理責任者並びに活動組織が定められていること
4.4.2 訓練、自覚及び能力				
4.4.3 コミュニケーション				
4.4.4 環境マネジメントシステム文書				
4.4.5 文書管理				
4.4.6 運用管理				
4.5.1 監視及び測定				環境目的及び目標に対し、達成状況を定期的に確認していること
4.5.2 不適合並びに是正及び予防措置				
4.5.3 記録				
4.5.4 環境マネジメントシステム監査				
4.6 経営層による見直し				環境活動の最高責任者により、活動結果が見直され、次の活動にフィードバックしていること

注)レベル : ISO14001での要求事項、レベル : FJEMSでの要求事項

2. 指定有害物質への対応

2.1 指定有害物質の規制

納入品は、次の各項に掲げる指定有害物質規制を遵守していること。

なお、指定有害物質の非含有管理に関する基本的な考え方は「富士通グループ 指定有害物質の非含有管理に関する指針」を参照下さい。

1) 含有禁止物質

納入品への含有を禁止する化学物質。(詳細は表- 1 参照)

2) 製造時使用禁止物質(オゾン層破壊物質)

納入品の製造工程で使用を禁止する化学物質。(詳細は表- 2 参照)

3) 含有全廃物質

納入品への含有を、今後、お取引先との協議によって期限を定めて禁止とする化学物質。
(詳細は表- 3 参照)

2.2 指定有害物質の含有

含有の定義および例外は、以下の通りとする。

なお、含有の定義および例外は、欧州 R o H S 指令の法制化動向等により、今後、見直すことがある。

1) 含有の定義

- 含有とは、)意図的に、指定有害物質を納入品に添加・混合すること、または、)納入品の製造工程中に、指定有害物質が納入品に付着・混入することをいう(指定有害物質が、未反応生成物または、不純物^{*1}として非意図的に納入品に含まれる場合は、含有とはならない)。
- ただし、指定有害物質のうち下記の対象物質については、未反応生成物または、不純物として非意図的に納入品の素材^{*2}に含まれる当該物質の含有濃度^{*3}が、下記に定める最大許容濃度を超える場合は、含有とする。

	対象物質(群)	最大許容濃度 (不純物、未反応生成物に適用)
材料 部品 ユニット など	鉛および鉛化合物	1,000ppm (塩化ビニルケーブルのみ 300ppm)
	水銀および水銀化合物	1,000ppm
	カドミウムおよびカドミウム化合物	75ppm
	六価クロム化合物	1,000ppm
	ポリ臭化ジフェニル類(PBB類)	1,000ppm
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1,000ppm
包装材	鉛、水銀、カドミウム、六価クロム	合計 100ppm

*1 不純物 : 天然原料中に含有され、工業材料として製造される過程で除去しきれない物質。

- *2 素材 : 特定の使用目的をもって特定の位置に配置・形成されており、使用目的を達成する上でそれ以上分割できない均一材料、または均一と見なせる複合材料。
- *3 含有濃度 : 素材に含まれる指定有害物質の質量を素材全体の質量で割ったもの。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を素材全体の質量で割ったものとする。

2) 含有の例外

指定有害物質のうち、下記の対象物質が下記の用途で納入品に含まれる場合には、含有とはならない。

対象物質	例外となる用途
鉛	高融点はんだ（鉛 85wt%を超える）に含まれる鉛 CRT、電子部品、蛍光管に使用されるガラスに含まれる鉛 電子セラミック部品（誘電体、圧電素子等）に含まれる鉛 鋼材に合金成分として含まれる最大 0.35wt%の鉛 アルミ材に合金成分として含まれる最大 0.4wt%の鉛 銅合金に合金成分として含まれる最大 4wt%の鉛
水銀	小型蛍光灯に含まれる 1 本あたり 5mg 以下の水銀 直管蛍光灯に含まれる 1 本あたり 10mg 以下の水銀 小型蛍光灯、直管蛍光灯以外のランプに含まれる水銀
カドミウム	高信頼を維持しなければならない電気接点への表面処理として使用するカドミウム
六価クロム	吸収冷凍庫における炭素鋼冷却装置の防錆剤としての六価クロム

3. 製品環境アセスメントの実施

3.1 小型二次電池を使用している納入品への表示

小型二次電池を使用している納入品は、資源有効利用促進法を遵守し、法で義務付けられたリサイクルマーク等を表示していること。

〔備考：小型二次電池使用製品への表示〕

- 2001年4月1日から施行された「資源の有効利用の促進に関する法律」(通称、資源有効利用促進法)では、小型二次電池が「指定表示製品」「指定再資源化製品」として規定され、リサイクルマーク等の表示が義務付けられた。
- 資源有効利用促進法で定められた小型二次電池の種類
 - ・ 密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池
 - ・ 密閉型ニッケル・水素蓄電池
 - ・ リチウム蓄電池
 - ・ 小型シール鉛蓄電池

3.2 省エネルギー

納入品は、動作時および待機時に消費電力を可能な限り削減するとともに、次の各項に掲げる基準を遵守していること。

1) 節電機能の保有

単体で節電機能を持つことが可能な納入品は、主電源以外の箇所の消費電力を自動的に小さくする機能や、オペレータ操作やスケジュール機能によりシステムの一部を切り離して運転する等の機能を保有していること。

2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の遵守

納入品が法で定める特定機器に該当する場合は、次の基準を遵守していること。

- ・ 法に基づき、エネルギー消費効率の表示を行っていること。
- ・ 法で定めるエネルギー消費効率の目標基準に配慮し、目標の達成に努めていること。

〔備考：エネルギーの使用の合理化に関する法律〕

- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(通称：省エネ法)は、国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保を目的として、工場、建築物、機械工具についてエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講じることを求めている。
- エネルギーの徹底した使用合理化の推進が必要との判断から、1998年6月5日に改正され、自動車の燃費基準や電気機器(家電・OA機器等)の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギーの消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというトップランナー方式の考え方を導入し、併せて、担保措置が強化(現行の勧告に加え、勧

告に従わなかった場合の公表、命令、罰則（罰金）された。

3) 国際エネルギースタープログラム基準の準拠

納入品が国際エネルギースタープログラムの対象製品に該当する場合は、国際エネルギースタープログラムで定める消費電力の基準値を満足していること。

〔備考：国際エネルギースタープログラム〕

- 1995年10月から日米両政府の合意のもとに実施されているOA機器の省エネルギー基準。一定の省エネルギー基準をクリアした製品に国際エネルギースターロゴの表示が認められる。
- 対象製品：コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ。
- 国際エネルギースタープログラムの概要、対象製品毎の基準、登録方法については、財団法人省エネルギーセンターのホームページを参照のこと。（URL；<http://www.eccj.or.jp/>）

3.3 再資源化への配慮

納入品は再資源化の容易性に配慮し、次の各項に掲げる基準を遵守していること。

1) プラスチック材料の統一

納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一していること。

2) リサイクル容易なプラスチック材料の使用

納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用していること。

〔備考：使用を推奨する汎用プラスチック〕

- ポリエチレン（PE）
- ポリスチレン（PS）
- ポリプロピレン（PP）
- アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）

3) ポリ塩化ビニルの使用抑制

納入品は、廃棄時の不適切な処理によるダイオキシン等の発生を防止するため、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料（熱収縮シート等）を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。

4) プラスチックへの塗装

納入品は、マテリアルリサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装および、めっき処理を可能な限り行っていないこと。

5) 材料表示の実施

納入品は、質量25g以上かつ、平らな部分の面積が200mm²以上のプラスチック部品すべて

に JIS または ISO の規格に沿った材料表示を行っていること。

〔備考：プラスチック材料表示の関連規格〕

- JIS K 6899 (ISO 1043 - 1)「プラスチック-記号および略語-第1部：基本重合体（ポリマー）およびその特性」
- JIS K 6899-2 (ISO 1043 - 2)「プラスチック-記号-第2部：充てん材および強化材」
- JIS K 6999 (ISO 11469)「プラスチック-プラスチック製品の識別と表示」

6) 納入品に添付されるドキュメント類の材料

納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、次の基準を遵守していること。

- (1) ドキュメント類の全ページに再生紙を使用していること。
- (2) ドキュメント類の表紙等に、再生を妨げるプラスチック・コーティングを行っていないこと。

3.4 処理・処分の容易化

納入品は、使用後の処理・処分の容易化に配慮し、次の各項に掲げる基準を遵守していること。

1) 分離・分解性への配慮、複合部品の削減

納入品は改造防止のため特殊ねじの使用等が義務付けられている場合や、火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある場合を除き、素手および一般工具（ブラスタライバ、ナット回し、スパナ、六角レンチ、ピンセット、ニッパ、ペンチ、金槌）によって同一素材、材料単位に分離・分解できること。

〔備考：対象外の例〕

- 改造防止のために、法律や条令等で特殊ねじの使用等が義務付けられている製品
 - ・携帯電話、無線装置 等
- 火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある製品
 - ・電源、バッテリー、電池類 等
- 機能上代替手段が無い場合や適切な代替材料が無い製品（部品）
 - ・オイルフェルト（合成繊維）、タイミングベルト（ゴム+合成繊維）
 - ・電源および信号ケーブル類（フレキシブルケーブル含む）
 - ・プーリ+ギヤ（黄銅+アルミ+鉄）、金属ローラ（黄銅+アルミ+鉄）、ゴムローラ（ゴム+鉄）、ダンパーロール（ゴム+黄銅）、ソレノイド連動板（銅+鉄）、防振台（ゴム+鉄）
- その他（使用後の処理・処分に影響を与えない複合部品、構造上やむをえないもの）
 - ・プラスチック材料にシルク印刷を行った部品
 - ・金属部品への粘着テープ等接着剤の付着
 - ・樹脂コーティングされた鋼板
 - ・プリント板組立て品

3.5 包装材の環境配慮

納入品の包装材は、次の各項に掲げる基準を遵守していること。

尚、本項目は、お取引先が行った包装を当社で開梱せず、当社の顧客に直接提供する製品（例：ソフトウェア媒体、単体で販売される当社製品のオプション品）に適用する。従って、当社に納入後、当社内で開梱する製品には適用しない。

1) 包装材の材料

包装材の材料は、次の基準を遵守していること。

- 包装材の段ボールは、古紙配合率 70%以上のものを使用していること。
- 包装箱に使用されている紙系材料は、再生を妨げるプラスチック等のコーティング、化粧や印刷向上のためのアート紙類を貼り合わせ加工していないこと。
- 包装材は、不適切な処理によるダイオキシン等の発生を防止するため、適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。
- 保護袋は、真空用アルミパック、静電破壊防止袋、帯電防止袋等 特殊なものを除き、紙系または、ポリエチレン、ポリプロピレン等再生容易なプラスチック材料のみを使用していること。
- 紙系材料を使用した保護袋は、プラスチックコーティングや窓部にプラスチックが貼り付けられていないこと。

2) 包装材への表示

包装材は、次の基準を遵守し、表示を実施していること。

- プラスチック材料を使用している包装材は、容易に確認できる位置に、JISまたはISO規格に従った材料表示があること。
- 容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の特定容器包装に該当する包装材は、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）で義務付けられる識別表示を実施していること。

〔備考：資源有効利用促進法で義務付けられる識別表示〕

- 2001年4月1日から「資源の有効利用の促進に関する法律」（通称：資源有効利用促進法）が施行され、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法）で指定された「特定容器包装」（家庭で消費される製品の包装材）について、「その他紙製容器包装」と「その他プラスチック製容器包装」への識別表示が義務付けられた。

4. 情報の開示

4.1 納入品に関する情報の開示

次の情報について、当社からの問い合わせ時に速やかに開示できること。

- 大型製品の分割方法
- 構造が複雑な製品の分解手順、専用工具に関する情報
- 使用部材に関する情報（構成材料の種類、含有化学物質質量、含有濃度等）
- 特殊な材料を使用している場合の性質および廃棄処分方法
- O E M製品に対する、当社が定める製品環境評価規定の情報提出を依頼した場合のアセスメント結果
- 新規採用、製造途中の段階を問わず、過去実績のある材料を変更する場合の、変更に伴う品質性能・機能上のリスク

4.2 不使用証明書、非含有保証書等の提出

納入品や包装材について、化学物質に関する不使用証明書、非含有保証書等の提出を依頼した場合は、速やかに提出できること。

表-1 富士通グループ含有禁止物質リスト

	規制単位物質（群）	英文名	CAS	主な法規制	
001	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）	Polychlorinated Biphenyls	1336-36-3	EU 指令	
002	ポリ塩化ナフthalen（塩素数が3以上）	Polychlorinated Naphthalenes (with more than 3 chlorine atoms)	70776-03-3		
003	アスベスト類	Asbestos	1332-21-4		
004	CFC類（*1）	オゾン層 破壊物質	CFCs	モントリオール 議定書	
005	特定ハロン類（*2）		Halons		-
006	四塩化炭素		Carbon tetrachloride		56-23-5
007	1,1,1-トリクロロエタン		1,1,1-Trichloroethane		71-55-6
008	ブロモクロロメタン		Chlorobromomethane		74-97-5
009	臭化メチル		Methyl bromide		74-83-9
010	HBFC（*3）		HBFCs		-
011	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	Polybrominated biphenyls	59536-65-1	EU 指令	
012	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	Polybrominated diphenyl ethers	-		
013	短鎖型塩化パラフィン（*4）	Chlorinated paraffins	85535-84-8		
014	ビス（トリブチルスズ）オキサイド（TBT0）	Bis(tri-n-butyltin) oxide	56-35-9	化審法1種	
015	トリブチルスズ類（TBT類） トリフェニルスズ類（TPT類）	Tributyl tins & Triphenyl tins	-	化審法2種	
016	特定アミン（*5）	Amines	-	EU 指令	
017	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料（*6）	Azo compounds	-		
018	クロルデン類	Chlordanes	-	化審法1種	
019	DDT	Chlorophenothane	50-29-3		
020	アルドリ	Aldrin	309-00-2		
021	エンドリン	Endrin	72-20-8		
022	ディルドリン	Dieldrin	60-57-1		
023	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene	118-74-1		
024	N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン 又は N,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン	N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine and N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	-		
025	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	2,4,6-tri-tert-butylphenol	732-26-3		
026	トキサフェン	Toxaphene	-		
027	マイルックス	Mirex	2385-85-5		

【備考】

- *1) *2) *3) の詳細物質は、別表-1 を参照。
- *4) 炭素鎖長 10～13 の短鎖型塩化パラフィンを対象とする。
- *5) 詳細物質は別表-2 を参照。
- *6) 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限る。

表-2 富士通グループ製造時使用禁止物質リスト

	規制単位物質（群）	英文名	CAS	主な法規制
001	CFC 類（*1）	CFCs	-	モントリオール議定書
002	特定ハロン類（*2）	Halons	-	
003	四塩化炭素	Carbon tetrachloride	56-23-5	
004	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	71-55-6	
005	ブクロメタン	Chlorobromomethane	74-97-5	
006	臭化メチル	Methyl bromide	74-83-9	
007	HBFC（*3）	HBFCs	-	

【備考】

*1) *2) *3) の詳細物質は、別表-1 を参照。

表-3 富士通グループ含有全廃物質リスト

	規制単位物質（群）	英文名	CAS	主な法規制
001	カドミウム及びその化合物	Cadmium and its compounds	-	EU 指令
002	六価クロム化合物	Hexavalent chromium compounds	-	
003	鉛及び鉛化合物	Lead and its compounds	-	
004	水銀及び水銀化合物	Mercury and its compounds	-	

別表-1 オゾン層破壊物質詳細リスト(1/2)

規制単位物質(群)	詳細物質	英文名	CAS
CFC 類	CFC-11	CFC-11	75-69-4
	CFC-12	CFC-12	75-71-8
	CFC-113	CFC-113	76-13-1
	CFC-114	CFC-114	76-14-2
	CFC-115	CFC-115	76-15-3
	CFC-13	CFC-13	75-72-9
	CFC-111	CFC-111	354-56-3
	CFC-112	CFC-112	76-12-0
	CFC-211	CFC-211	422-78-6
	CFC-212	CFC-212	3182-26-1
	CFC-213	CFC-213	134237-31-3
	CFC-214	CFC-214	29255-31-0
	CFC-215	CFC-215	1599-41-3
	CFC-216	CFC-216	661-97-2
	CFC-217	CFC-217	422-86-6
特定ハロン類	ハロン-1211	Halon-1211	353-59-3
	ハロン-1301	Halon-1301	75-63-8
	ハロン-2402	Halon-2402	124-73-2
四塩化炭素		Carbon tetrachloride	56-23-5
1,1,1-トリクロロエタン		1,1,1-Trichloroethane	71-55-6
ブブロモメタン		Chlorobromomethane	74-97-5
臭化メチル		Methyl bromide	74-83-9
HBFC	ジブブロモフルオロメタン	Dibromofluoromethane	-
	ブブロモジフルオロメタン	Bromodifluoromethane	-
	ブブロモフルオロメタン	Bromofluoromethane	-
	テトラブブロモフルオロエタン	Tetrabromofluoroethane	-
	トリブブロモジフルオロエタン	Tribromodifluoroethane	-
	ジブブロモトリフルオロエタン	Dibromotrifluoroethane	-
	ブブロモテトラフルオロエタン	Bromotetrafluoroethane	-
	トリブブロモフルオロエタン	Tribromofluoroethane	-
	ジブブロモジフルオロエタン	Dibromodifluoroethane	-
	ブブロモトリフルオロエタン	Bromotrifluoroethane	-
	ジブブロモフルオロエタン	Dibromofluoroethane	-
	ブブロモジフルオロエタン	Bromodifluoroethane	-
	ブブロモフルオロエタン	Bromofluoroethane	-
	ヘキサブブロモフルオロプロパン	Hexabromofluoropropane	-
	ペンタブブロモジフルオロプロパン	Pentabromodifluoropropane	-
	テトラブブロモトリフルオロプロパン	Tetrabromotrifluoropropane	-
	トリブブロモテトラフルオロプロパン	Tribromotetrafluoropropane	-
	ジブブロモペンタフルオロプロパン	Dibromopentafluoropropane	-
	ブブロモヘキサフルオロプロパン	Bromohexafluoropropane	-
	ペンタブブロモフルオロプロパン	Pentabromofluoropropane	-
	テトラブブロモジフルオロプロパン	Tetrabromodifluoropropane	-
	トリブブロモトリフルオロプロパン	Tribromotrifluoropropane	-
	ジブブロモテトラフルオロプロパン	Dibromotetrafluoropropane	-
	ブブロモペンタフルオロプロパン	Bromopentafluoropropane	-
	テトラブブロモフルオロプロパン	Tetrabromofluoropropane	-
	トリブブロモジフルオロプロパン	Tribromodifluoropropane	-
	ジブブロモトリフルオロプロパン	Dibromotrifluoropropane	-
	ブブロモテトラフルオロプロパン	Bromotetrafluoropropane	-
	トリブブロモフルオロプロパン	Tribromofluoropropane	-
	ジブブロモジフルオロプロパン	Dibromodifluoropropane	-
ブブロモトリフルオロプロパン	Bromotrifluoropropane	-	

別表-1 オゾン層破壊物質詳細リスト(2/2)

規制単位物質(群)	詳細物質	英文名	CAS
HBFC	ジブフロロプロパン	Dibromofluoropropane	-
	ブフロロプロパン	Bromodifluoropropane	-
	ブフロロプロパン	Bromofluoropropane	-
	ブクロロメタン	Chlorobromomethane	-

別表-2 特定アミン詳細リスト(1/1)

規制単位物質(群)	詳細物質	英文名	CAS
特定アミン	4-アミルフェニル	Biphenyl-4-ylamine	92-67-1
	ベンジジン	Benzidine	92-87-5
	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-Chloro-o-toluidine	95-69-2
	2-ナフチルアミン	2-Naphthylamine	91-59-8
	o-アミノアゾトルエン	o-Aminoazotoluene	97-56-3
	5-ニトロ-o-トルイジン	5-Nitro-o-toluidine	99-55-8
	p-クロロアニリン	p-Chloroaniline	106-47-8
	2,4-ジメチルアミノ	4-Methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-Methylenedianiline	101-77-9
	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-Dichlorobenzidine	91-94-1
	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-Dimethoxybenzidine	119-90-4
	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-Dimethylbenzidine	119-93-7
	4,4'-ジメチル-3,3'-ジメチルフェニルメタン	4,4'-Methylenedi-o-toluidine	838-88-0
	2-メチル-5-メチルアニリン	2-Methoxy-5-methylaniline	120-71-8
	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジメチルフェニルメタン	3,3'-Dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	101-14-4
	4,4'-ジメチルフェニルエーテル	4,4'-Diaminodiphenylether	101-80-4
	4,4'-ジメチルフェニルスルフィド	4,4'-Thiodianiline	139-65-1
	o-トルイジン	o-Toluidine	95-53-4
	2,4-トルイジンアミン	2,4-Toluenediamine	95-80-7
	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-Trimethylaniline	137-17-7
o-アニジン	o-Anisidine	90-04-0	
4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene	60-09-3	

表-4 富士通グループ会社一覧

項	正式会社名
01	富士通株式会社
02	富士通アイソテック株式会社
03	株式会社富士通ITプロダクツ
04	富士通アイ・ネットワークシステムズ株式会社
05	富士通アクセス株式会社
06	富士通インターコネクトテクノロジーズ株式会社
07	富士通ヴィエルエスアイ株式会社
08	富士通インテグレートドマイクロテクノロジ株式会社 (旧株式会社富士通東北エレクトロニクス) (旧株式会社富士通宮城エレクトロニクス) (旧株式会社九州富士通エレクトロニクス) (富士通ヴィエルエスアイ株式会社・岐阜事業所の製造事業)
09	富士通オートメーション株式会社
10	富士通化成株式会社
11	ユーディナデバイス株式会社(旧富士通カンタムデバイス株式会社)
12	富士通コワーコ株式会社
13	富士通コンポーネント株式会社
14	富士通周辺機株式会社
15	富士通ディスプレイテクノロジーズ株式会社
16	富士通日立プラズマディスプレイ株式会社
17	富士通フロンテック株式会社
18	富士通メディアデバイス株式会社
19	富士通ワイヤレスシステムズ株式会社
20	株式会社島根富士通
21	信越富士通株式会社
22	新光電気工業株式会社
23	株式会社トランストロン
24	株式会社P F U
25	株式会社山形富士通
26	FUJITSU AUSTRALIA LIMITED
27	FUJITSU COMPUTER PRODUCTS CORPORATION OF THE PHILIPPINES
28	FUJITSU COMPUTER PRODUCTS OF VIETNAM, INC.
29	FUJITSU MANUFACTURING ESPANA, S.A.
30	FUJITSU NETWORK COMMUNICATIONS, INC.
31	FUJITSU OPTEL LIMITED
32	FUJITSU TELECOMMUNICATIONS EUROPE LIMITED
33	FUJITSU (THAILAND) CO., LTD.
34	江蘇富士通通信技術有限公司
35	上海富士通通信設備有限公司
36	西安富士通通信設備有限公司
37	富士通サポートアンドサービス株式会社
38	株式会社富士通ビジネスシステム
39	富士通ネットワークソリューションズ株式会社
40	株式会社しなの富士通
41	株式会社富士通ゼネラル
42	株式会社F F C

富士通グループ会社につきましては、今後、増減することがあります。

【改訂履歴】

2000年6月25日(第1版) 制定

2003年7月23日(第2版) 内容一部改訂

2003年10月28日(第2.1版) グループ会社一部変更

2004年11月 1日(第3.0版) 不純物、未反応生成物に対する最大許容濃度を規定 他



いつも地球を見守っている

【お問い合わせ先】

富士通株式会社

購買本部 インテリアリング 購買統括部 グリーン調達推進部

E-mail green@ml.css.fujitsu.com

Tel 044-754-3561

Fax 044-754-3586

環境本部 S D企画統括部

E-mail ecobox@fujitsu.com

Tel 044-754-3413

Fax 044-754-3326